審　査　基　準

令和４年５月１３日作成

法　　令　　名：技能検定員審査等に関する規則
根　拠　条　項：第 16 条第１項
処 分 の 概 要：教習指導員資格者証の再交付
原権者（委任先）：福井県公安委員会
法 令 の 定 め：
審　査　基　準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：３日
申　　請　　先：運転免許課
問 い 合 わ せ 先：福井県警察本部交通部運転免許課試験係 ０７７６－５１－２８２０（内線３５４）
備　　考：